

福岡県国土利用計画審議会（第13期第2回）会議録

1. 日 時

平成25年2月7日（木）15：00～16：15

2. 場 所

県庁行政棟 特1会議室

3. 出 席 者

別添資料のとおり

4. 議事要旨

- 開 会
- 議 題

（1）土地利用基本計画について

（事務局から、制度概要及び審議会の意見聴取の考え方について説明）

会長： 制度が非常に複雑だが、ご説明いただいたとおり、土地利用基本計画は、個別規制法で決められたことを全体として反映するという位置づけであるため、個別の地域については個別規制法の審議会で決まっているのが前提である。ここで具体的な計画を決定するわけではなく、示された原案について何らかの意見を述べていただく、具体的には総合調整や問題提起といった観点からの意見をここで述べていただくのが審議会の位置づけであると考えられる。ここまで何かご意見、ご質問等はないか。

委員： もし何か意見が出た場合は最終的にどのように調整されるのか。

事務局： 意見の内容によるかと思うが、基本的には規制法担当課に意見として出す。法的にどうこうしなければならないという義務はないが、それを踏まえて検討するという形になる。

委員： 個別法に委ねられるということか。

事務局： 個別法もそれぞれの立法目的なり趣旨が決まっているので、ここで言われた意見が立法趣旨と違うのであれば、そこで調整が出来るかどうかという問題は出てくる。

会長： 個別規制法の決定手続きは終わっているのか。先ほど、ほぼ同時期にということであったが。

事務局： 終わっているものもあれば、終わっていないものもある。

委員： ここで出た意見が、また個別法で議論されるものもあれば、されないものもあるということか。

事務局： 再度審議会で議論されることもあるかもしれない。制度上、個別規制法の結論を否定することは難しいと思うが、それを越えたところの視点での議論をしていただきたいというのが法の趣旨である。

会長： 本来なら個別規制法で決定する前に意見を述べて、その後全体に決定するのが合理的かと思うが。

委員： どのように意見が反映されたのかというところに興味がある。

事務局： 国の指針などみていると、現実的にも個別規制法が先行していて、それを追認したところがあるが、個別法変更の際の縦覧手続きや意見聴取など行ったところでどのような意見があるか、それを踏まえたところで大所高所の議論をしようということになっている。

委 員： 5地域を跨いで問題の調整というのは、社会的に開発意欲があるところにしか生じない事案かと考えられる。そうすると今の日本社会を見ていると、開発意欲があるというよりは、開発意欲の減退によっていろんな問題が生じているのが、「国土利用」という側面で問題になるのではないかと感じており、今の考え方で本当に良いのかという疑問をもっている。たとえば市街化区域は市街化を促進する地域のはずだが、実際はその中で放置された土地などがある。それに対して税法上、空閑地に対する課税で利用を促進してきた経緯はあるが、これ以降の日本はどうなるかわからないが、むしろ市街地では住宅地でも商業地でも空家などがあって市民生活を脅かす状況になっている。そうすると、大所高所ということだが、そういうことに対して審議会があって、何も言わずに役目を果たすのかということで疑問を持っている。

(2) 平成24年度福岡県土地利用基本計画の変更（案）について (事務局から、計画図の変更（案）について説明)

委 員： 整理番号6の北九州森林地域の介護老人福祉施設について、市街化調整区域だが、地区計画に基づくものではなく、建物自体が公共の福祉によるものだから許可がされたのか。地域全体を開発するということではないのか。

事務局： 個別の案件として許可されたもので、地区計画に基づくものではなく地域全体の開発を行うということではない。

委 員： 整理番号1の宗像都市地域について、都市計画制度が異なる地域が合併した後の問題は不公平ということいろいろあるが、旧玄海町全部が調整区域というのは驚いた。地区計画で対応することだが、他にもそのような所があるのか。かなり乱暴なやり方に見えるが。

事務局： 久留米市が同じような状況である。

委 員： 玄海地域は世界遺産の登録をにらんでの調整区域かとは思うが、住民の反対意見はなかったのか。

事務局： もともとは玄海地域が宗像市と合併した際、平成21年度に都市地域を拡大させることを計画していたが、当時は住民の制度への理解が少ないと延期された経緯がある。丁度、その時期に準都市計画区域の制度が出来たので、とりあえず、準都市計画区域を設定した。その後、約100回の説明会などを行い、参加者は延べ2千人くらいになっている。

意見としては資産価値の低下や今の準都市計画区域のままでも支障はないのではという意見も出ていたが、市としては概ね住民の理解を得たと整理している。

全く開発させないというわけではなく今の集落がある地域で、地区計画の策定を計画しており、概ね住民の理解も進んでいるとの判断で、今回の手続きを進めている。

委 員： 左下はかなり市街化区域が迫っているが、この辺も調整区域になるのか。

事務局： そのとおりである。

委 員： 地区計画以外の部分で既存宅地は届け出れば建物が建てられる例外規定があると思うが。

事務局： 編入されてから 6か月以内に届出すれば、5年間は既存権利の行使が可能という制度がある。

委 員： それで調和を図るということか。

会 長： 今ある集落を市街化区域に指定することは出来ないのか。

事務局： それも検討したようだが、人口要件など都市計画法上の要件を満たさないので、市街化区域にすることができない。

委 員： 自然をある程度残したいということか。

事務局： 貴重な資源もあるので、そこを守りたいという考え方もあるかと。

委 員： 整理番号 2 の芦屋都市地域について、砂の堆積でも都市地域の拡大になるのか。

事務局： 芦屋町は町全域を都市計画区域に指定しており、都市計画法上は、海域に向かってオープン指定をしているので特段の法的手続きを必要ないが、基本計画は都道府県外の海域を含まない運用となっているので、手続きをとらなくてはならず、今回変更することになる。

委 員： もし砂が無くなれば、縮小の手続きとなるのか。

事務局： そういうことになる。

委 員： 現状は国の土地なのか。

事務局： 昨年 12 月に地方自治法の告示を受け、芦屋町の土地となった。

委 員： 飛砂があるので防ぎたいとのことだが、営林署がそのようなことをやっている。そういう管轄に入れるということはなかったのか。

事務局： 臨港地区に指定し、植林をしようと計画している。

委 員： 他の海浜の場合は国有地であって、飛砂対策は国の事業としているが、そちらの事業に入れたほうが良いのではないかと思うが、今回の芦屋はそうしない理由が別に考えられるのか

都市計画課： 臨港地区指定の経緯だが、芦屋港の港湾で一体として臨港地区に指定し、国の事業で港湾の緑地ということで位置づけて植林を予定している。それに伴い、都市計画法区域の臨港地区にしたいと考えている。

委 員： 国の土地ではなく、町の土地にしたほうが良いのか。

都市計画課： そういう制度が利用出来るので、その方法で行いたい。

会 長： 制度上の問題として町の土地にということか。

委 員： 砂浜がこの状態になったのはどれくらいの年月がかかったのか。

事務局： 平成 6 年頃、芦屋港が竣工し、それ以降堆積したようだ。

委 員： これから広がることも考えられるか。

委 員： 地質の観点から言うと、この分どこかが削られているので、プラスになるばかりではない。

委 員： 臨港地区として開発するのは、どういう機能をもたらせるのか。

都市計画課： 港湾事業の緑地として、そこで働く人々や地域の住民の憩いの場となるような空間にしたいと考えている。

委 員： 松林などになるのか。

都市計画課： 松林や散策路などになるとを考えている。

委 員： 狹い利用になるわけか。港湾で働いている方の緑地とか。

都市計画課： 限定するわけではなく、住民の人にもオープンできるスペースにしたい。

委 員： 区分としてはそういう区分なのか。

事務局： この地域には海浜公園があるため、そこと一体として利用するのではないか。

委 員： それも都市地域になるのか。

事務局： そこは既に都市地域に入っている。海浜公園なので。

委 員： 整理番号1の宗像都市地域について、島は含まれないのか。

事務局： 島は対象外である。

委 員： せっかくなら一緒にすればいいと思うが。

委 員： 島は国立公園などになっているのか。

自然環境課： 一部公園に入っている。

会 長： 他に何かご意見はないか。他にないということであれば、平成24年度土地利用基本計画の変更案について意義なしということでよろしいか。
それでは意見がないということで、この案件に対しては「案のとおり決定することが適當である」旨を知事に答申したいと思う。

(3) その他
(特になし)

○閉 会